

個人情報の流出に対する損害賠償

弁護士 谷山 智光

第1 はじめに

コンピューターの普及による高度情報化社会への進展に伴い、個人情報への意識が高まっている。平成17年4月には個人情報保護法が全面施行され、個人情報取扱事業者に対して、個人データの安全管理義務(20条)及び従業者・委託先の監督義務(21条、22条)等が課せられた。しかしながら、個人情報の流出はその後を絶たない。個人情報がひとたび流出すると、その回復は不可能と言っても過言でない。かかる場合にとり得る法的手段として、不法行為に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。では、その場合、具体的にいかなる額の損害賠償が認められるのであろうか。以下、個人情報の流出に対して、損害賠償請求がなされた事件の判決を分析し、検討する。

第2 宇治市住民基本台帳事件

(大阪高裁判決平成13年12月25日)

本件は、宇治市がその管理にかかる住民基本台帳のデータ(住民の**住民番号**、**住所**、**氏名**、**性別**、**生年月日**、**転入日**、**転出先**、**世帯主名**、**世帯主の続柄**などが含まれていた)を使用して乳幼児検診システムを開発することを企図し、その開発業務を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイトの従業員が上記データを不正にコピーしてこれを名簿販売業者に販売し、同業者が更に上記データの購入をインターネット上で勧誘する広告を出し他に販売するなどしたことに対して、宇治市の住民であったXらが、プライバシー権侵害を理由に、宇治市に対し、国家賠償法1条又は民法715条(使用者責任)に基づき、**慰謝料30万円**及び**弁護士費用3万円**の損害賠償を請求した事件である。

かかる事件において裁判所は、Xらの被害はプライバシーに属するデータが他に販売され流出し、インターネット上で同データの購入を勧誘する広告が掲載されたこと及び同データの回収が完全であるか否かについての不安・精神的苦痛であり、それ以上に具体的に何らかの被害を被ったことは主張立証されていないから、プライバシーの権利が侵害された程度・結果は、それほど大きいものとは認められな

いこと、宇治市が本件データの回収等に努め、また市民に対する説明を行い、今後の防止策を講じたことを考慮して、一人あたり**1万円の慰謝料**と**5000円の弁護士費用**を認めた。個人情報の流出によるプライバシー権侵害に対して損害賠償という形で個人に損害の填補を認めた初めてのケースである。

第3 早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件 (東京高裁判決平成14年1月16日)

本件は、早稲田大学が、中華人民共和国の江沢民主席による講演会を開催するに際し、参加希望の学生に書かせた参加者名簿(**氏名**、**学籍番号**、**住所**及び**電話番号**が含まれていた)を、講演会の開催前に、警視庁からの要請を受けて、その警備活動に協力するため、学生に告知し、同意を得ることなく、警視庁に提出したことに対し、参加申込みをしていた学生であったXら(なお、Xらは、本件講演会に参加し、講演中に「中国の核軍拡反対」と大声で叫ぶなどして、威力業務妨害罪で現行犯逮捕され、同大学からけん責処分を受けている)が、違法な逮捕に協力して無効な処分をしたことを理由とする損害賠償、本件処分の無効確認並びに謝罪文の交付及び掲示を求めるとともに、プライバシー権などの侵害を理由に不法行為に基づき**慰謝料30万円**及び**弁護士費用3万円**の損害賠償を請求した事件である。

かかる事件において裁判所は、プライバシー権侵害の点につき、本件個人情報を開示すること自体には、本件講演会の警備等の正当の理由があったこと、開示された個人情報も、学籍番号、氏名、住所及び電話番号という同大学が個人識別等を行う単純な情報であり、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものとはいえないこと、同大学の行った本件個人情報の開示が違法であったことが肯定されれば、Xらの被った精神的損害のほとんどは回復されるものと考えられること、Xらが参加申込みをした時点において講演を妨害する目的をもっていたことを考慮して、一人あたり**5000円の慰謝料**を認め、**弁護士費用**については認めなかった。

第4 YahooBB データ流出事件

(大阪地裁判決平成18年5月19日)

本件は、YahooBBの顧客情報として保有管理されていた個人情報(**住所**、**氏名**、**電話番号**、**メールアドレス**、**ヤフーID**、**ヤフーパスワード**、**申込日**が含まれていた)が、業務委託先から被告に派遣され、被告の顧客データベースのメンテナンスやサーバー群の管理を行う業務に従事していた者が、イン

ターネットカフェのパソコンからターミナルサービスを利用してリモートメンテナンスサービスにログインした上で、本件顧客データサーバーにアクセスし、本件顧客データに含まれる顧客情報を外部に転送した上、ハードディスクに保存して不正に取得し、それがDVD-RやCD-Rに記録され恐喝未遂犯の手に渡ったことに対して、YahooBBの会員であった原告らが、同サービスを提供している被告らに対し、個人情報の適切な管理を怠った過失により、プライバシー権が侵害されたとして、共同不法行為に基づき、**慰謝料10万円**の損害賠償を請求した事件である。

かかる事件において裁判所は、本件データの入ったDVDやCDは被告に渡ったり、警察に押収され、またそのハードディスクは破壊され破棄されていることから二次流出があったとは認められない状況であり、原告らの不安感はさほど大きいものとは認められないこと、原告らの個人情報は個人の識別を行うため基礎的な情報であり、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではなかったこと、被告が、本件恐喝未遂事件後、顧客情報の社外流出について発表を行い、不正取得されたことが確認できた顧客に対してその旨連絡するとともに、本件サービスの全会員に500円の金券を交付するなどして謝罪を行う一方、顧客情報についてのセキュリティ強化等の対策をとっていることを考慮して、一人あたり**5000円の慰謝料**と、**1000円の弁護士費用**を認めた。インターネットを通じた個人情報の流出に関して企業に損害賠償を認めた初めての例である。

第5 TBC事件（東京地裁判決平成19年2月8日）

本件は、エステティックサロンを営むTBCが保有管理していたXらの個人情報（**氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業、年齢、性別、Xらが関心を有していたコース名、アンケートの回答の内容、それらが蔵置された電子ファイル名**などが含まれていた）をインターネット上において第三者による閲覧が可能な状態に置き、実際に第三者がそれらにアクセスして、その個人情報を流出させたことに対して、Xらがプライバシー権を侵害されたとして、不法行為に基づき、**慰謝料10万円**の損害賠償を請求した事件である。

かかる事件で裁判所は、本件情報は氏名・住所等の基本的な識別情報のみの場合と比較して、一般人の感受性を基準にしても、秘匿されるべき必要性が高いこと、本件情報流出事故の態様は、ウェブサイ

トのサーバーの移設作業の際に、個人情報を含む本件電子ファイルをウェブサーバーの公開領域に置きながら、アクセス制限の設定をしなかったという技術的に初歩的過誤によるものであること、迷惑メールの発信、ダイレクトメールの送付、いたずら電話がかかるなど実際に二次流出あるいは二次被害があること、Xらの本件訴訟の目的が被告の行為の違法性を推認するためにいわゆる名目的な損害賠償を求めるものではなく、精神的な損害を慰藉するために損害賠償をもとめるものと認められること、本件情報流出の発生後、被告は、謝罪メールを送信し、全国紙に謝罪の社告を掲載するとともに、データ流出被害対策室及びTBC顧客情報事故対策室を設置して、二次被害あるいは二次流出の防止のための対策を検討し、発信者情報開示請求訴訟の提起や保全処分事件の申立てをするといった措置をとったことを考慮して、一人あたり**3万円の慰謝料**を認め、本件情報流出後に迷惑メールが送信されたなどといった二次流出あるいは二次被害の主張立証がなく、情報流出後被告から3000円を受け取っていた原告の一人に対しては、**1万7000円の慰謝料**を認め、それぞれに、**5000円の弁護士費用**を認めた。この種の損害賠償事件として、過去最高の損害賠償額である。

第6 検討

このように、個人情報の流出による慰謝料は一人あたり**5000円～1万円**とするのが相場のようなのである。この点、TBC事件は、かかる相場を超える慰謝料が認定されていることから注目される。

そして、この種の事件においては、以下の要素が考慮されている。

1 流出した個人情報の性質

この点、早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件や、YahooBBデータ流出事件で判示されているように、氏名や住所は単なる個人を識別する情報であるから秘匿の必要性は高くなく、慰謝料を低く認定する要素になると考えられる。

他方、TBC事件の中でも判示されているように、人種及び民族、門地及び本籍地、信教、政治的見解及び労働組合への加盟並びに保健医療及び性生活といった個人情報（「特定の機微な個人情報」）の場合は、秘匿されるべき必要性が高く、慰謝料を高く認定する要素となると考えられる。

2 実害の有無

この点、宇治市住民基本台帳事件やYahooBBデータ流出事件が判示しているように、具体的な

実害が発生していなくても、情報流出の事実があれば慰謝料は認められる。

もっとも、TBC 事件のように、具体的な実害が発生していれば、慰謝料を高く認定する要素となる。

3 流出後の対応

この点、いずれの事件も、流出後何らかの対応がとられている。もし、かかる対応がなされることなく放置されていれば、慰謝料を高く認定する要素となると考えられる。個人情報を取り扱う者は、個人情報を流出させないことはもちろんのこと、万一流出させてしまっても速やかな対応をとることが得策である。